

養豚農家の皆さんへ

養豚経営安定対策事業の仕組み

養豚経営の安定を図るため、豚枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成により造成された基金から、差額の8割を補てんします。

交付対象者

養豚経営者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）
（注）大企業は除く。

補てん対象豚

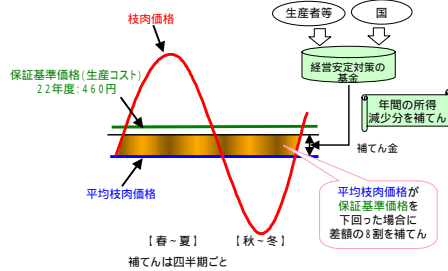
<契約頭数>
平成20年度の出荷頭数と同程度
<補てん対象の枝肉規格>
全規格（肉豚）

生産者積立金

22年度 580円 / 頭

拠出割合

生産者：国 = 1：1



肉豚価格差補てん事業と大きく異なる部分はここだ！

1. 地域ごとにバラバラだった補てん金の算定方法を全国一本化！
2. 年間を通じて生産コストを下回った分を補てん
3. 負担割合について、生産者3：国1 から 生産者1：国1に変更

負担割合の軽減！

養豚経営安定対策事業の加入手続方法について

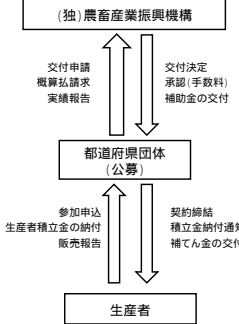
22年度は、手続方法が2種類あります。
いずれかをお選びください。

22年度のみ

現行型活用方式

これまでの肉豚価格差補てん事業と同様に、県団体を經由する交付ルートです。

22年度限りの交付方式！
従来の交付方式は、22年度限りの措置ですので、23年度は右の直接交付方式を利用していただくことになります。



モデル実施。
23年度から本格実施

直接交付方式

(独)農畜産業振興機構から養豚農家へ直接交付する方式です。

養豚農家が事業実施主体！
事業実施主体は、養豚農家である貴方自身です！！
提出書類や提出期限に気を付けましょう！

書類は自分で5年間保管！
事業に関連する書類は5年間保管する必要があります。

